**定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び設備基準**

**(1)人員に関する基準の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準等 |
| 管理者 | なし | ○専らその職務に従事する常勤の者１名  ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理上支障がない場合は、兼務が可能とする   1. 当該事業所の他の職務に従事する場合 2. 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務、ほかの事業所に従事する場合 |
| オペレーター  ※随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。 | 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員  (※参照) | ○提供時間帯を通じて１以上確保されるために必要な数以上  ○１人以上は常勤であること。  ○専らその職務に従事する者であること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受ける業務に従事することができる。  ○利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事できる。  (※)当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との密接な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として１年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては、３年以上)従事した者をオペレーターとして充てることができる。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準等 |
| **定期巡回サービス**を行う訪問介護員等 | 介護福祉士  介護職員実務者研修課程修了者  介護職員初任者研修課程修了者  （旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪  問介護員養成研修１級課程修了者、旧訪問介護員養成研修２級課程修了者、実務者研修修了者、看護師、准看護師、保健師及び助産師を含む。) | ○交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 |
| **随時訪問サービス**を行う訪問介護員等 | ○提供時間帯を通じて１以上確保されるために必要な数以上  ○専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事できる。  ○オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う介護職員等を置かないことができる。 |
| **訪問看護サービス**を行う看護師等 | 保健師、看護師又は准看護師※  ※減算あり | ○常勤換算方法で２．５以上  ○１人以上は、常勤の保健師又は看護師であること  ○１人以上は、提供時間帯を通じて当該事業者との連絡体制が確保されたものでなければならない。  ○訪問看護事業者の指定を併せて受け、本事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合に、常勤換算で２．５以上配置されていることで、双方の基準を満たすものである。 |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 実情に応じた適当数(配置しないことも可能) |
| 計画作成責任者 | 当該従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から１人以上を選任しなければならない。（オペレーター要件として認められているサービス提供責任者として３年以上従事した者については当該資格を有しない場合、認められない。) | |

【注】

１　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。） の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

２　「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

なお、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

３　「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

**(２)設備に関する基準の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 規準 | 配慮事項等 |
| 事務室等専用区画  その他必要な設備及び備品等 | (1)事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。  (2)利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるように、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。  ただし、①については事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。   1. 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 2. 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 | (1)について  ・事業の運営のために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りするなど他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区画が明確に特定されていること。）  ・利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。  ・必要な設備・備品等を確保すること。特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。  (2)について  ①オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。（オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等  も含まれる。）  ➁必ずしも当該事業所に設置されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできること。通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えないこと。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 規準 | 配慮事項等 |
| ケアコール端末 | 当該利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならな  い。 | ・利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。ただし、利用者の心身の状況によっては、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えない。  ・オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましい。 |

**【人員基準等について】**

**○居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスにおける人員基準等については、市町村条例及び厚生労働省令等をご参照ください。**

**【厚生労働省令等<参考>】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 基準 | 解釈通知 |
| 居宅 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年 老企第25号) |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号） |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  （平成11年 厚生省令第38号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年 老企第22号） |
| 地域密着 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省第34号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  （平成18年 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年 厚生労働省令第36号） |